

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	南知多町

南知多町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 南知多町建設経済部産業振興課
所在地 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地
電話番号 0569-65-0711
FAX番号 0569-65-0694
メールアドレス nousui@town.minamichita.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、トビ、カモ類（ヒドリガモ、スズガモ、カルガモ、キンクロハジロ）ヒヨドリ、ハクビシン、タヌキ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	愛知県知多郡南知多町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
カラス	野菜	2,071千円	89a
ヒヨドリ	野菜	615千円	23a
カモ類	のり	3,200千円	—
合計		5,886千円	112a

※ 被害数値については被害報告を基に作成。カモ類については漁業協同組合からの聞き取り結果より作成。ハクビシン、タヌキについては被害報告なし。トビについては調査中。

(2) 被害の傾向

<ul style="list-style-type: none"> ・カラス、ヒヨドリ 被害は町内全域発生しており、主に畑作農家からの被害報告を受けている。 ・トビ 生息数が多く被害報告があるため、実態を調査している。 ・ハクビシン、タヌキ 現在は農作物の被害はごく一部の農家のみだが、近年目撃情報が多数寄せられていることから、今後被害の可能性が考えられる。 ・カモ類 11～12月にのりの食害が発生する。
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
農作物被害	2,686千円	2,148千円
	112a	89a
水産被害	3,200千円	2,560千円
	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・カラス 令和元年度までは、銃猟による駆除を実施していた。 令和3年度より、被害防除へ変更した。	毎回約7羽程度のカラスを駆除していたが、農作物の被害は僅かにしか減少しなかった。
防護柵の設置等に関する取組	農家が個々に設置する。	地域ぐるみで被害防止対策が必要となっている。
生息環境管理その他の取組	放任果樹の減少を目指し、耕作放棄地減少に努めている。	優良農地以外の場所では、高齢化にともない耕作放棄地が増加している。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none">・カラス、トビ、ヒヨドリ カラス撃退マシンなどによる被害防除を実施する。カラスやトビを誘引する要因（農作物及び水産物残さ、レジャーのごみや餌付けなど）を調査し、解消を図る。・ハクビシン等の獣類 貸出用捕獲箱の希望があった場合は、捕獲箱の貸し出しを行う。・カモ類 漁業協同組合が駆除委託を継続して実施する。・共通 今までは有害鳥獣への対応は駆除がメインであったが今後は侵入防止にも力を入れるため、他地域で取り組まれている効果的な方法があれば参考にし、積極的に取り入れる。 有害鳥獣の実態や被害を把握するため、聞き取り、現場確認などを行う。被害防止に関する理解を深めるため、PRパンフレットなどによる情報提供を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none">・カラス 農林業者が農林業被害の防止を目的に自らの事業地内において捕獲する場合は、捕獲許可要件を審査のうえ許可する。・カモ類 漁業協同組合が捕獲業者等へ委託した後に、捕獲許可要件を審査のうえ許可する。・ハクビシン等の獣類 貸出用捕獲檻を活用し、捕獲体制の整備を行う。 農林業者が農林業被害の防止を目的に自らの事業地内において捕獲する場合は、捕獲檻を貸出し、捕獲許可要件を審査のうえ許可する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	なし	なし
5	同上	同上
6	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none">・カラス、カモ類 以前の駆除実績等を考慮し、被害の軽減目標に近づけるように設定する。被害が甚大に及ぶ場合は、臨機応変に対応する。 捕獲数を増やす。・ハクビシン等の獣類 農作物被害と生息状況を確認しながら適切な捕獲を行う。	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
カモ類(羽)	60	60	60
ハクビシン(頭)	5	5	5
タヌキ(頭)	3	3	3

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・カラス、トビ カラス撃退マシンなどによる被害防除を実施する。 ・カモ類 漁業協同組合が駆除業者に委託し、銃猟による駆除を実施する。 ・ハクビシン等の獣類 捕獲許可申請者に許可証を発行し、被害地域に捕獲檻を設置し、捕獲を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・カモ類 ノリの食害が多発するため、漁業協同組合が駆除業者に委託し、銃猟による駆除を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南知多町	愛知県事務処理特例条例に基づき鳥獣捕獲許可事務は、愛知県より権限移譲済み。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
ハクビシン等の獣類	被害状況に応じて、各農家へ侵入防止柵を設置するように指導する。捕獲の要望が多くあった場合は、他市町で取り組まれている方法があれば、参考にして導入を検討する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4	なし	なし
5	同上	同上
6	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南知多町	状況把握及び住民への情報提供、被害防止、鳥獣捕獲及び駆除を実施
農業協同組合	農業者の被害状況把握
漁業協同組合	漁業者の被害状況把握及び被害防止を実施

(2) 緊急時の連絡体制

<p>町民からの勤務時間外の通報に対しては、宿・日直者に緊急連絡先（産業振興課担当者）を明らかにしておく。 （ただし、農地以外は環境課担当者）</p>

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>適切な処理施設（知多南部広域環境センター等）において、原則「焼却処分」とする。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

利用予定なし

食品	
ペットフード	
皮革	
その他	

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設は整備しない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組は、実施予定なし。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

設置予定なし。

協議会の名称	
構成機関の名称	役割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南知多町環境課	有害鳥獣捕獲許可事務
愛知県知多県民事務所 環境保全課	鳥獣の保護管理の適正化、情報提供を行う。
愛知県農業共済組合半田 出張所	鳥獣による農作物被害情報の収集・提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置予定なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣害対策に先進的な手法を取り入れ、かつ被害の防止に成功している事例があれば、視察等により南知多町においても実施可能か検討する。
今後、被害状況や捕獲数が明らかになっていく中で、本被害防止計画が実態にそぐわないと判断されるときは、実態に合わせて修正を行う。